

**建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき
日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件の一部を改正する
告示案について（概要）**

1. 背景

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 37 条において、建築物の基礎、主要構造部等に用いる一定の建築材料（以下「指定建築材料」という。）については、国土交通大臣が告示で指定する日本産業規格（JIS）等に適合するもの又は国土交通大臣が告示で定める品質に関する技術的基準に適合するものとして国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならないこととされており、具体的な規格及び技術的基準は、「建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件」（平成 12 年建設省告示第 1446 号。以下「材料告示」という。）にて規定されている。

今般、

- ・ 現行の材料告示に規定されていない規格の指定建築材料又は現行の同告示の基準に適合しない指定建築材料のうち一部について、同告示にて使用を認める指定建築材料の品質と同等以上の品質を有すること
- ・ 遠隔地における画像確認等によっても、実地における目視確認と同等以上に建築材料の品質等を確認できること

が判明したことに伴い、材料告示について、所要の改正を行う。

2. 改正概要

①国土交通大臣が指定する日本産業規格（JIS）等への新規規格の追加

アルミニウム合金材の品質が適合すべき日本産業規格（JIS）に、「JIS H 四〇八〇（アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管）——一九九九」を追加する。

②国土交通大臣が定める品質に関する技術的基準の改正

- ・ 特別な調査又は研究の結果に基づき、材料告示第三各号に掲げる技術的基準を満たす品質と同等以上の品質が確保されていると認められる建築材料については、同各号の技術的基準を適用しないこととする。
- ・ 材料告示別表第二（は）欄において目視により建築材料の品質の確認を行うこととしている項目について、画像の確認等による外観検査等を可能とする改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和 5 年 1 2 月中旬頃

施行：公布日